

一 般 質 問

令和3年12月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	11番 岸 光男	南部地区の土地利用における道路整備は
2	5番 峯尾 進	市街地整備の現状と課題は
3	10番 森 丈嘉	異常気象対策とウィズコロナでの行政運営は
4	8番 加藤 久美	(1) 教育に関わる施設の今後について問う (2) プラスチックゴミ減量化と資源再生を問う
5	7番 尾尻 孝和	土砂災害から町民の命と暮らしと農地を守る手立てを
6	3番 多田 勲	(1) 巨大地震や災害に備えた防災、減災は (2) 町のコンプライアンス推進状況は
7	12番 原 憲三	(1) 芝生化で健康と環境にやさしい町づくり (2) 全町民の元気対策プレミアム商品券を
8	1番 石渡 正次	定住人口の確保や増加を図る施策の状況は

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

<b>【問】 1 南部地区の土地利用における道路整備は</b>	<b>11番 岸 光男</b>
<p>五分一幹線道路は、町の東西を結ぶ町道で、中村下地区の住民にとって大変重要な道路になっており、朝夕の通勤時間帯や日中は相当の交通量があるのが現状だ。</p> <p>現在、久所地区の途中までは拡幅整備されているが、五分一インターまでの間は未整備のままで、南部地区が工業用地として検討された時に議論された経緯がある。</p> <p>同地区には「かながわスマートエネルギー構想」の一環として、メガソーラーが稼働・運営されている。4者（県・中井町・住宅供給公社・事業者）で事業期間20年の協定が締結され、事業開始から既に6年余が経過した。この事業が期間終了後も継続されるか否か不透明であるが、いずれにしても新たな事業が展開されるとなれば、道路が課題になることが十分考えられ動向が注目される。</p> <p>そこで町の考えを伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、今後の土地利用について地権者との間で協議はされているか。</li> <li>2、この土地の将来への展望をどう考え、また、その課題は。</li> <li>3、五分一インターからの町道を拡幅整備する考えはあるのか。</li> </ol>	
<b>【町長答】</b>	
<p>南部地区においては、平成元年頃より国・県の「みかん減反」施策に基づく減反跡地の地域振興と雇用促進を目的とし、工業系の土地利用を図るため、神奈川県住宅供給公社と連携し事業を進めてきましたが、社会経済情勢の低迷も相まって事業化には至りませんでした。</p> <p>その後、神奈川県が進める「かながわスマートエネルギー構想」の一環として、南部地区が大規模太陽光発電施設の適地として選定され、平成27年4月より民間の特別目的会社が20年間の土地の暫定利用ということで発電事業を行っています。</p> <p>発電事業開始から6年が経過し、残り14年で事業が終了いたしますので、土地所有者であります神奈川県住宅供給公社と連携し、発電事業終了後の土地利用について協議を進めているところですが、土地所有者が神奈川県住宅供給公社であることから「地方住宅供給公社法」の順守や、当該地区が市街化調整区域であることなどから、整備手法や土地利用の方向性が限られておりますので、関係機関と協議を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、当該地区への進入路である町道五分一幹線についても、将来の土地利用を見据え、平成19年度に実施した道路予備設計や現在、地籍調査事業にて沿線の境界確認を進めているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、発電事業終了後の土地利用については、本町の豊かな自然環境を生かし、町の活性化に繋がる「まちづくり」を計画的に推進してまいりますのでご理解願います。</p>	

<b>【問】 2 市街地整備の現状と課題は</b>	<b>5番 峯尾 進</b>
<p>本町での都市づくりは、共生・快適・協働の基本理念のもと、住む人が誇りを持てる潤いと活力あるまちづくりを目標に取り組みしております。昨今では、空き家・空地の増加によって、地域活力の低下や景観を損ねる所もあり、早期の再生と活用が待たれております。一方、転入希望者側からは、本町での住宅物件が少ないとの声もあり、その受け皿づくりも急務と考えます。町においても、人口減少に歯止めをかけて、転入促進をしていくために、市街地の形成と住居地の提供など需給のバランスなどを鑑みた、今後の都市づくりの進め方について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、市街地の需給のバランスを図り周辺道路整備など土地利用施策の推進は。</li> <li>2、空き家・空地の未利用地などの再生と次のステージに向けた取り組みは。</li> </ol>	
<b>【町長答】</b>	
<p>本町の都市づくりは、都市マスタープランに基づいて進めておりますが、策定から12年が経過し、人口減少や少子高齢化の更なる進展、新型コロナウイルス感染症による生活スタイルの変化や災害の激甚化など、町を取り巻く環境が大きく変化していることから、時代に即した持続可能なまちづくりを進めていくにあたり、現在、都市マスタープランの改訂作業に取り組んでいるところです。</p> <p>1点目につきましては、現在、本町においては、市街化を促進する区域である市街化区域には、農地や空き地といった未利用地が点在している状況となっておりますが、これらは民有地であることから、土地利用については地権者の方の判断に委ねられるものとなります。</p> <p>地権者や民間開発事業者によって行われる宅地開発等において、開発地を含め周辺の市街地環境に寄与することが見込まれる場合には、町としても必要に応じて開発地周辺の道路整備を開発事業者と調整を図りながら効率的に進め、快適な市街地整備の推進に努めております。</p> <p>2点目につきましては、現在、自治会のご協力をいただき空き家の実態調査を進めているところです。この調査結果を基に、来年度、空き家の所有者等に対して空き家の適正管理や利活用に関するアンケート調査の実施を予定しています。加えて、空き家の対応につきましては、所有者等の適正管理を軸としながらも、自治体と民間事業者との連携による空き家の利活用などの先進事例を参考に調査研究を行ってまいります。</p> <p>また、空き家の対応につきましては、法律による空き地対策の動向などを注視しながら対応してまいりますのでご理解願います。</p>	

【問】 3 異常気象対策とウィズコロナでの行政運営は	10番 森 文嘉
<p>新型コロナウイルスの影響により、多くの国で行われたロックダウンや外出禁止・自粛要請の結果、経済活動も冷え込んだが、それにより温室効果ガス等の排出量が大きく減少したことも報じられた。</p> <p>現在、コロナからの経済復興策として「グリーンリカバリー」という政策が注目されている。これはコロナからの回復を経済だけでなく環境も一緒に進めようというものであり、国レベルでの取り組みが期待されている。</p> <p>本町でも、コロナからの自粛事業復活を進める上で、異常気象の要因である環境問題も一緒に取り組む必要がある事から伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、今後自粛事業復活を図る上で、ウィズコロナ施策として取り入れる新たな施策は。</li> <li>2、SDGsなどの環境問題に対する本町での取り組みは。</li> <li>3、7月の豪雨被害レベルや、それ以上の災害が今後も繰り返されることを念頭に、今町が取り組むべき気候危機対策は。</li> <li>4、コロナとの共存を図りつつ自粛事業の復活や、環境問題に取り組むためには、各自治会の理解や協力、協働事業の考え方が不可欠であるとする。自治会加入率の低下に加えコロナ禍での自粛により自治会事業や運営が一層厳しいものとなっている事から、町としての協働理念に基づいた支援策は。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>新型コロナウイルスの感染状況が減少している中、経済活動の回復が望まれているところですが、温室効果ガス等の排出も同様に増加することが予想されています。</p> <p>現在、町では第6次中井町総合計画後期基本計画の基本施策として「地球温暖化対策」などを掲げ、町民・事業所・行政の協働により、環境に配慮した施策の推進を行っており、ウィズコロナ・アフターコロナ対策と合わせて取り組む必要があると考えております。</p> <p>1点目につきましては、コロナにおける対応について、国・県が発出する新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき対応することになります。イベントや事業等の規模や時間制限などは、ほぼ全面的に解除となりましたが、感染対策が十分に図られることが条件となっているため、再開に当たっては、どのように安全を確保するか、また、参加者の理解を得ることも課題となっており、事業ごとに実施方法について検討し実施可能な方法で再開したいと考えています。現状では、Webでの会議の開催や講演会の実施など、非接触型での開催も行っています。</p> <p>2点目につきましては、中井町環境基本計画は、SDGsの理念や考え方を取り入れ策定されております。この計画の基本方針と環境施策の枠組みの中で、主なSDGs目標を掲げて計画の実現へ向けて取り組んでおります。本町における主な取り組みとしては、地球温暖化対策の推進などを掲げ、地球温暖化の影響を軽減していくため、太陽光発電システム設置補助事業をはじめ、町民みなんで、地球温暖化を防止するための取り組みを進める必要があると考えております。</p> <p>3点目につきましては、まだ記憶に新しい今年7月の豪雨をはじめ、近年多発している局地的豪雨や猛暑については、地球温暖化の影響によるものと言われています。</p> <p>こうしたなか、本町では防災関係機関と連携して、災害対応を迅速に行えるよう図上訓練を定期的実施するなど、一朝有事に備えた対応事務の習熟に努めております。</p> <p>また災害の未然防止の観点から、急傾斜地危険区域の防止工事を継続的に実施しているほか、気象予報をもとに資機材の事前確認やパトロールを実施しております。</p> <p>4点目につきましては、町は自治会をはじめとするまちづくりに取り組む団体が行う活動に対し、支援を行うものとする、と中井町自治基本条例にも明記されており、町は一番身近なパートナーである自治会に対し、運営助成金等の金銭的支援や活動に対する助言、情報提供などの支援を行っています。</p> <p>コロナ禍における自治会活動の再開に向けては、昨年度、臨時交付金を活用し、感染予防のための物品購入に対する補助や、With コロナ自治会活動マニュアルを作成し、年度当初の自治会長会議で配布するなど、地域の活動が少しでもできるように支援してきたところですが、コロナ感染再拡大の懸念から、まだ様々な活動を自粛している自治会もありますので、今後の感染状況、国や県の対応状況などを注視しながら、自治会にも情報提供していきたいと考えています。</p>	
【問】 4 (1) 教育に関わる施設の今後について問う	1番 加藤 久美
<p>中井町の学校施設は、古い建物になると48年が経過しているため、町民からも建て替えが必要なのではないかといった声が多く聞かれるようになりました。</p> <p>町では、平成28年度に策定した「中井町公共施設等総合管理計画」に基づき、令和2年3月にそれに伴う「中井町公共施設長寿命化計画（学校編）」を策定しました。内容は、学校施設が長期利用できるよう、施設の劣化状況調査結果を活用しながら、修繕や改修コストの縮減、及び平準化等を図るものです。具体的な例を挙げると、中井中学校の校舎は現在48年が経過していますが、計画的な修繕を実施し、目標使用年数を85年とするものです。</p>	

しかし、現地劣化状況調査結果や、学校からの修繕要望、同じ個所の修繕を繰り返す実状、児童、生徒、保護者からの声は切実です。

また、現地調査対象外の施設は机上調査であることから、計画だけではなく、更に踏み込んだ計画と実行が必要です。そして、対象とした施設以外にも、プールなどの老朽化した教育関連施設があることから、人口減少に伴う児童・生徒数の減少なども踏まえ、学校関連施設を今後どのようにする考えであるのかを伺います。

**【町長答】**

(町長答弁)

8番加藤議員の1問目のご質問「教育に関わる施設の今後について問う」にお答えいたします。

近年、少子高齢化、高度情報化など教育を取り巻く環境が急激に変化するなか、本町では、町民と行政が協働で、地域の特性を生かした魅力ある教育・学習施策を進めております。また、安全・安心な学校づくりの充実を図るため、学校施設の適正な維持管理と整備・充実に努め、教育設備等の質の向上を推進しているところでもあります。

それでは、1問目の詳細につきましては、教育長より後ほど答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、私から1問目のご質問についてお答えいたします。

本町では、第6次中井町総合計画後期基本計画に位置付けられている「生きる力を育む人づくり」を達成するために、「学習活動への適応性を確保した教育環境の整備」、「安全性・快適性を備えた施設環境の整備」、「地域活動の拠点施設としての施設整備」の3つを重点に、学校施設の維持・管理に努めております。

具体的には、学校施設の機能や性能を保全し、長期に渡り児童・生徒等が安全に利用できることと、修繕や改修コストの縮減及び平準化を図ることが求められております。このため、町の総合管理計画に基づき、学校施設に関する現地調査を実施したのち、策定された中井町学校施設長寿命化計画を拠り所に、毎年、予算計上して学校施設の維持・管理に努めております。

現段階では、学校施設については、原則として現在の規模・配置を維持する考えをもっております。今後も、中井町学校施設長寿命化計画に則り、小・中学校の教職員による日常点検や教育委員会の職員による自主点検等を実施し、建物劣化を早期に把握し、早期に対処することによって、施設の適正な維持・管理に努めて参りたいと考えております。

しかしながら、今後、児童・生徒数が著しく減少するような状況にいたった場合は、学校施設の減築や他の公共施設との複合化、あるいは、学校統合など学校施設の適正規模、適正配置について検討することが必要になると考えていますので、ご理解賜りたいと存じます。

**【問】 4 (2) プラスチックゴミ減量化と資源再生を問う**

8番 加藤 久美

環境問題は年々深刻さを増し、SDGsを柱とした環境政策が世界中で取り組まれる中、本町でも、第六次総合計画を上位計画とした環境政策が行われ、町全体での環境へ配慮した意識改革が求められています。人々の暮らしを便利で豊かにしたプラスチックですが、プラスチックの大量使用が地球環境に大きな影響を与えている現状を改善させなければなりません。少しの工夫で減らせるプラスチックも多くあります。町として町民と共に取り組める環境政策を、実践かつ積極的に行うことが重要と考え、以下質問とします。

- 1、現在行っているプラスチックゴミ減量化と資源再生への取り組み状況と課題は。
- 2、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、町はどのように推進し実行する考えか。
- 3、町内企業と共に考える環境への取り組みは。

**【町長答】**

我々の生活に利便性と恩恵をもたらしているプラスチックですが、廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的問題になっております。

こうした中、本町では「中井町環境基本計画」において、町民・事業者・行政が日常生活や通常の事業活動にて取り組むべく「環境配慮指針・行動の具体的取り組み」を示しており、「他人事ではなく自分のこと」として認識し、資源・環境両面の課題を解決していく必要があると考えております。

1点目につきましては、プラスチックごみについて、容器包装プラスチックとペットボトルの収集を月2回実施し、ごみの減量化と資源再生へ取り組んでいるところですが、まだまだ可燃ごみの中に、プラスチック容器などが含まれており、可燃ごみの減量・資源化の余地があると考えております。

2点目については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行される予定であり、その中でプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとなっております。今後、国より分別収集の手引きが示されることから、その動向を注視しながら取り組んでまいりたいと考えております。

3点目について、中井町環境基本計画の策定にあたっては町商工振興会や中井の環境を良くする会の会員事業所へアンケートを実施したことや、町環境審議会へも委員を選出していただき、町のe環境施策についての意見や評価をお願いしております。また町内一斉清掃に合わせグリーンテック内の清掃にも、ご協力をいただいているところです。

今後も事業所とのこうした協力関係を維持しながら、また事業系ごみの実態を把握することで、排出量の削減や資源化の推進に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

**【問】5 土砂災害から町民の命と暮らしと農地を守る手立てを**

**7番 尾尻 幸和**

今年の春、新しくなったハザードマップが各家庭に配布されました。新しいハザードマップを見た方から「自宅が土砂災害特別警戒区域にかかっている。不安。どうしたらいいのだろう」——こんな声が寄せられています。町民の不安に応えるには、ハザードマップの情報を正確に伝えるとともに、日常の対策、危険がせまった時の対処を理解し、行動してもらうことが必要です。

- 1、今回の「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」について、どのような経過で指定がされ、また、それぞれの内容はどのようなものか。
- 2、警戒区域にかかる住宅に住む町民はどのような対策が必要か。
- 3、町として、土砂災害から町民のいのちと暮らしを守るため、どのような対策を検討されているか。
- 4、現在も農地や山林の荒廃が広がりつつあります。災害を機に荒廃が加速するようなことは避けなければなりません。農地などの土砂災害についても、行政としての対処を検討していくべきと考えますが、町の考えは。

**【町長答】**

近年、異常気象の発生率は年々増加傾向にあり、河川の氾濫や土砂崩れ等の甚大な災害が起きています。町では、自然災害から町民の命を守るため、県と連携し急傾斜地崩壊危険個所の対策工事や県が実施した土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を基に、昨年度ハザードマップの更新など、ハード、ソフトの両面から防災対策に取り組んでいるところです。

それでは、1点目、2点目の警戒区域指定の経過と町民の対応について併せてお答えいたします。土砂災害を防止するために、砂防工事や急傾斜地崩壊対策工事などを実施して防災施設を整備していますが、すべての危険な箇所を整備により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要です。また、一方では土砂災害のおそれのある場所に、新たな宅地開発が進み危険な箇所が増えている状況もあります。

土砂災害から人命を守るため、危険性の高い区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策の充実を図ることで被害を防止し、住民の安全で安心できる暮らしを実現するため、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が指定されました。

「土砂災害警戒区域」では、土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、区域内にお住いの町民の方においては、災害が予想されるときには早めの避難行動をお願いしております。

また、「土砂災害特別警戒区域」は、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制や建築を行う際に土砂災害の衝撃に対して建築物の構造が安全なものとなるように鉄筋コンクリート塀の設置や建物自体の構造強化などが必要となります。

3点目については、町では、地域住民の方に危険個所を把握していただくことで、危機意識の向上や早期の避難行動につながると考えており、ハザードマップを利用した出前講座や各種防災訓練等でも周知を図っているところです。

また、災害の発生が予想される場合には、的確に情報発信を行うとともに、空振り恐れず、早期に避難指示等を発令することで、町民の安全確保に努めたいと考えております。

4点目については、農業者の高齢化や後継者不足により農地の荒廃化は進み、また、山林の適切な管理も難しくなりつつあります。

農地の災害復旧については、国の災害復旧制度も承知しておりますが、災害規模や経済的効果など補助制度が適用される基準は厳しく、小規模な土砂崩れでは対象とならないものも多々あります。

こうした小規模な農地災害に対しては、町独自の保全策として土留鋼板などの支給による支援を行っているところです。

人命や財産に係るような大規模な災害以外のものは、原則として自己の資産として、農地や山林などの所有者や管理者の方々自ら対処していただくものと考えておりますので、ご理解願います。

**【問】6(1) 巨大地震や災害に備えた防災、減災は**

**3番 多田 勲**

南海トラフ地震と首都直下地震については、今後30年以内の発生確率が高く、被害が広範囲にわたるとともに、日本全体への社会影響が大きく、国の中央防災会議では、大規模な被害想定が行われています。これを受けて各自治体では積極的な防災対策が求められています。このような状況のなか、被害を最小限に食い止めるための防災・減災対策の推進は、地方自治体に課せられた喫緊の課題であると言えます。また、防災、減災に向けて、防災意識を高め、地域防災力を強化することが被災者を大幅に減らすことに繋がると考えます。しかし、中井町のこの地域は、幸いに直近こそ、大きな地震災害が起きていませんが、いつ何が起きるかわかりません。来る巨大地震に備え、町民の生命、財産を守るための町の地震対策、対応を伺います。

- 1、住宅の耐震化推進と液状化対策の取組状況は。
- 2、学校や公共施設の非構造部分の耐震化は。
- 3、高齢者や身障者宅の家具転倒防止事業を行う考えは。
- 4、地域防災力向上のため防災士を活用する考えは。
- 5、防災リテラシーを普及させ、自助や共助を強化する考えは

**【町長答】**

近年、全国で大規模な地震が多く発生し、都心南部直下地震をはじめ、県西部地域においても大きな被害が予想される地震の発生が危惧されております。

町では、いつ起きてもおかしくない大地震に備え、町民の皆様が安心して生活できるよう、防災ガイドブックやハザードマップの整備、住宅の耐震改修補助制度を設けるなど、安全・安心なまちづくりに取り組んでいるところです。

1点目については、現在、旧耐震基準で建築された建築物に対する耐震診断及びその改修工事に対する補助制度を設け、地震災害による建築物の倒壊を未然に防ぐ取り組みを行っております。また、液状化対策については、建築基準法をはじめ、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険の加入条件や設計者、ハウスメーカーなどの判断等から、地盤調査が行われ、必要に応じて地盤改良が行われていることから、町として特段の取組は行っていない状況にあります。

2点目については、大規模地震が発生した場合は、窓ガラスの破損や蛍光灯などの照明器具の破損等が懸念されることから、指定避難所として使用される施設については、窓ガラスに飛散防止フィルムの施工や照明器具に落下防止ガードを設置するなど、安全対策を行っています。その他の公共施設については、一部未対応のところもありますが、順次対応していきたいと考えています。

3点目について、地震による被災者については、建物の耐震化により、倒壊によるものは減少しているものの、家具等の転倒により被災するケースが多く報告されています。その対策については、町でも防災ガイドブックや防災講演会等で周知するなど、町民の皆さまにも重要性や必要性については理解していただいていると認識しています。町では、高齢者や障がい者に限らず、各自が自助の取り組みとして実施していただくよう、啓発していきたいと考えています。

4点目について、町でも地域の活動においては、防災の知識を有する防災士等の活用は、防災力の向上に大変効果があると考えておりますが、町では、その資格にはこだわらず、防災士と同等の知識を有するとされ、防災士になるための研修講座の履修や資格取得試験が免除となっている消防団分団長以上の経験者や消防吏員、警察官のOBなどは一定数おり、そのような人材が地域の防災活動に積極的に関与していただくことが重要と考えております。

5点目について、災害においては、事前の備えや発災後の初動対応により、被害が大きく変わってきます。町でも町民一人ひとりが自助・共助の重要性を認識し、事前の備えやとるべき行動を理解し、実行することが最も有効な対策と考えており、現在も防災講演会や出前講座などで啓発に努めているところです。今後も地域防災力の強化に向けて充実を図ってまいりたいと考えていますので、ご理解賜りたいと存じます。

**【問】6(2) 町のコンプライアンス推進状況は**

**3番 多田 勲**

昨今、公務員による不祥事が後を絶たず、公務への信頼が低下しています。行政の仕事は言うまでもなく、公法や民法、商法、訴訟法等を理解し、多様化・複雑化している社会環境に対応していくために、法令や倫理の遵守を徹底するとともに、常に高い良識を持って行動することが求められております。当然ながら、町政の運営において不可欠となるのは、町政への町民の信頼であります。そのために特に重要となってまいりますのが職員のコンプライアンスです。

そこで、本町における公務員倫理の周知徹底とコンプライアンスの推進状況について、町の見解を伺います。

- 1、庁内外の公益通報システムの整備状況は。
- 2、職場のハラスメントを防止する取組は。
- 3、公務員倫理、コンプライアンスの職員教育は。
- 4、内部統制制度を導入し適正な事務執行を図る考えは。

**【町長答】**

町職員にとってのコンプライアンス・公務員倫理とは、町民の信頼に応える行政サービスを提供するために、職員の行動について、おかしいと思われぬ、職務遂行の公正さに町民から疑いをもたれないことを基本として、高い倫理観を持って、町民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することであると考えています。町職員は、自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことを認識し、不断に公務員としての資質向上に努めることが重要であると認識しています。

1点目については、公益通報者保護法を踏まえ、町は内部職員等からの通報及び外部の労働者等からの通報を適切に取り扱う必要があります。このことから、通報の受付、調査、是正措置の実施等を適切に行うための通報に対応する仕組みを整備するとともに、通報に関する秘密保持、個人情報保護の徹底、通報者への対応状況の通知などを内容とする中井町公益通報等事務処理要綱を定め、対応しています。

2点目については、職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、職員の能力発揮の妨げになるだけでなく、人権に関わる許されない行為です。加えて、職場秩序の乱れや業務への支障、人材の損失にもつながる大きな問題であると認識しています。このことから、ハラスメントに関する内部研修や派遣研修を計画的に実施するとともに、ハラスメントを含む人事管理に関する悩みや苦情等の相談窓口を設置して対応しています。

3点目については、多田議員がご指摘されるとおり、町民の信頼なくして町政運営は行うことができないと私も認識しています。職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため、職員の職務に係る倫理の保持に資するための措置を規定した中井町職員倫理規程を定め、その遵守について指導を行っています。また、ハラスメントの防止と同様、内部研修や派遣研修を計画的に実施するとともに、懲戒処分の指針・公表基準を定め、職員の綱紀の保持、不祥事の発生・再発防止に努めています。

最後に4点目についてですが、内部統制制度は、地方公共団体の事務執行の適正を確保することを目的に、令和2年4月から、内部統制に関する方針の策定・公表、内部統制体制の整備等を行うことが、都道府県及び政令指定都市に義務付けられ、一般市町村は努力義務とされる地方自治法の改正がなされています。また、内部統制の効果は、不適正な事務処理の改善、法令等の遵守の徹底を実現すること、業務の有効性及び効率性を実現することなどにより、住民から信頼される地方公共団体を実現することとされています。

地方公共団体には、既存の内部統制の法的な仕組みとして、議会や監査委員によるチェック体制等が存在し、特に監査制度については、令和2年度から監査基準を定め、公表するなどの充実・強化がされています。また、本町では行政運営の改善につなげていく行政改革の手法の一つである行政評価を町民参加による外部評価を取り入れた上で実施しています。

これらのことなどから、本町の予算規模や職員規模等を勘案すると、既存の内部統制の仕組みの運用の充実や行政内部の牽制機能をしっかり働かせることにより、住民から信頼される町政運営を行っていきたいと考えています。現時点では、地方自治法に定める内部統制制度を導入する予定はありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

**【問】 7 (1) 芝生化で健康と環境にやさしい町づくり**

12番 原 憲三

子どもたちの身心の発達や地球温暖化対策の一環として、近隣町でも学校、公園等の施設で積極的に天然芝化が図られています。ある調査では、芝生化によって、思い切り体を動かすことから動作そのものが活性化し、遊びの種類も多様化するそうです。芝生での練習や試合が、スポーツの国際競技力の向上にもつながることから、怪我をしやすい土のグラウンドから、欧米並みの天然芝のグラウンドへの転換も求められています。また国土交通省の「芝生懇談会」によると、芝生・みどりの空間が、多様な人をひきつけ、地域コミュニティの核となり、地域経済を活性化させるなどのメリットが指摘されています。

校庭を天然芝にした学校では、芝生から吹き抜ける風で夏場でも涼しさが続いているようで、地球温暖化対策の一環としてもメリットがあることから質問します。

1、温暖化対策のため、中央公園の多目的広場を芝生化する考えは。

2、温暖化対策と、園児・児童・生徒の健康増進のため、こども園の屋上・園庭、小中学校の校庭を芝生化にする考えは。

**【町長答】**

本町では、第6次中井町総合計画後期基本計画に基づき、中井中央公園については、誰もが安全で安心して公園を利用でき、地域の交流拠点としての更なる充実に努めているところです。

また、こども園や小中学校においても、園児・児童・生徒の安全確保や保育・教育環境の向上を目指して、教育設備等の計画的な整備、充実を図っているところです。

1点目につきましては、少子高齢化により子供たちのスポーツへの関りや地域でのスポーツ活動が減少傾向にある中、より多くの方が各種スポーツ活動に関われるような取り組みや、健康づくり・体力づくりのためのスポーツへの関心を高めてもらう事が必要と考えております。

多目的広場の芝生化については、温暖化対策の効果もあることは承知しておりますが、幅広い世代の方が気軽にスポーツが楽しめ、町民同士の交流や来園者の増加など、町の更なる活性化が見込まれますので、施設の利用

状況や収支見込みなど多方面から検証し、今後、芝生化を目指していきたいと考えております。

次に2点目につきましては、議員からご提案いただいた、こども園の園庭や小中学校の校庭などを芝生化することは、園児、児童、生徒の熱中症のリスクを軽減し、砂ぼこりの防止や怪我の減少にもつながり、様々な効果が期待されると認識しております。

しかしその反面、芝生化に伴う造成や維持管理にあたっては、コスト面や人的負担も多く伴う事にもなります。

また、保育や教育活動を行うにあたって、近年、地域保護者の担い手の減少や教職員の働き方改革を推進する中で、校庭等の芝生化が園や学校運営に大きな負担になることも考えられることから、芝生の維持管理の方法や費用面の確保、学校等に対する支援体制についても十分検討していく必要があります。

従いまして、現段階では、こども園や小中学校の芝生化は様々な課題を抱えていることから難しいものと考えております。

今後、園や学校等からの要望等がある場合には、必要に応じ町の総合教育会議等で十分協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**【問】 7 (2) 全町民の元気対策プレミアム商品券を**

**12番 原 憲三**

2年に及ぶ、コロナ禍において町民はもとより、個人事業主や個人商店等は大変疲弊しています。

そのような中、国におきましては、新たな経済対策を打ち出してきており、また、近隣自治体においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人事業主や個人商店等、さらには、人々の生活を支援するために「プレミアム付商品券」を販売するなど、独自の施策を行っている自治体もあるようです。

本町においても、そのような事業者や、町民生活を支援し、コロナ禍において、地域の活性化を図ってみたいかがでしょうか。町の見解を伺います。

**【町長答】**

「全町民の元気対策プレミアム商品券」についてですが、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症のまん延により、町民や企業の方々には大変な思いをされている方が大勢おられ、影響を受けた町民の生活や地域経済を支援することは、大変重要であると感じています。

町独自の支援策として、町民生活や事業者の経済活動を支援するため、水道料金の減免や事業者への給付金など幅広く支援に取り組んでまいりました。

議員がおっしゃる「プレミアム商品券」については、他の市町村の状況を聞き及んでおりますが、本町では多くの方を対象とした支援策を講じたいと考えており、今のところ商品券事業実施の考えはございませんのでご理解願います。

**【問】 8 定住人口の確保や増加を図る施策の状況は**

**1番 石渡 正次**

私たちの住む神奈川県西部地域は、一部の町(2町)を除き、毎年人口が減少し、県の人口減少率ワースト5に多くの市町(1市3町)が名前を連ねています。本町はその中には属さないが、変わりなく毎年のように人口が減少し危惧しているところです。本町では、第六次中井町総合計画の中で、定住意欲の向上、移動や買い物などの利便性の向上、子育て・子育て環境の充実、まちの魅力のPR活動の充実という4つのねらいを立て、人口の確保・増加に向けて様々な取り組みをしてきています。そこで、これらの取り組みが効率よく機能しているか、取り組みの検証をする中で改善はされてきているか、見落としている項目がないか等を探りながら質問をしていきます。

1、通勤や買物の利便性の向上について、現況と実施してきた施策をどのように捉えているか。

2、子育て・子育て環境の充実について、現況と実施してきた施策をどのように捉えているか。(学びと遊びのバランス等)

3、町や地域で行う催しがある時に、町の魅力を周囲の市町村に向けて、工夫しながら積極的にPRをしているか。

**【町長答】**

国全体として、人口減少、少子高齢化が過去に経験したことがない速さで進展している中で、本町では第六次中井町総合計画の中で対処すべき課題の一つを「定住人口の確保と交流人口の拡大」として、各種施策に取り組んでまいりましたが人口減少の抑制には至っていないのが現状です。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、婚姻や出産を控える潮流が見られるなど人口減少に歯止めが効かない状況にあります。

こうした厳しい状況ではございますが、引き続き、第六次中井町総合計画後期基本計画に位置付けた目標や方向性を実現することで定住人口の確保を図ってまいりたいと考えております。

1点目につきましては、総合計画後期基本計画策定に係る町民アンケートの結果を見ますと、町内に新たな商

業施設が立地したことにより、買い物等の利便性への不満は減少したものの、交通利便性への不満が高まっていると認識しています。交通利便性につきましては、自家用車利用の場合には、高速道路や幹線道路のネットワークにも恵まれていることから、利便性は高いものと認識しておりますが、自ら車を運転することが困難となる方が増えることが予想される中で路線バスの維持とそれを補完するオンデマンドバスの利便性の向上が重要と考えておりますので交通事業者と連携した取組などでこれらを実現してまいります。

また、買い物等の利便性につきましても、買い物支援などについて関係団体と連携して取り組んでまいります。

2点目につきましては、これまでに「里都まちなかい♡ネウボラ」をはじめとした切れ目のない子育て・子育て支援や学校教育に関しましても ICT 端末の活用による学習環境や授業の充実、新たな取組として学力検定に係る受験料の補助にも取り組んでおり、本町の子育て・子育て支援は一定の評価をいただいているものと認識しております。引き続きこれらの施策を推進していくとともに、小学生の給食費無償化の早期実現を検討してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

3点目につきましては、町では広報、チラシ、回覧物の配布や近隣鉄道駅や近隣自治体、町内の自治体掲示板へのポスター等の掲出に加え、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、ラインなど様々な媒体などによる情報発信を行うとともに報道機関への情報掲載依頼にも努めており、加えて、イベントPRブースへの出展、民間移住定住サイトの活用、町内各所への横断幕の設置なども実施しております。引き続き町のPRに取り組んでまいりますのでご理解いただきたいと思います。